

国際日本文化研究センター競争参加資格等審査委員会要項

〔平成21年 4月21日 所長裁定〕
〔令和3(2021)年2月4日 最終改正〕

1. 設置目的

国際日本文化研究センターにおける施設整備事業を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2. 審議事項

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (2) 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- (3) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項ただし、1件の予定価格が2千万円未満の工事を除く
- (4) 総合評価落札方式における評価項目及び評価基準の設定に関する事項
- (5) (1) から (4) に掲げる事項に関連するその他の事項

3. 審査委員会の構成

- (1) 一般競争入札及び事前に技術的適正等の審査を行う指名競争に係る審査委員会の構成は、次のとおりとする。なお、一般競争入札の総合評価落札方式の場合は、外部より学識経験者を委員として選任する。

委員長 所長
委員 財務・施設利用委員会委員長
委員 管理部長
委員 財務課長

- (2) (1) 以外の指名競争入札及び随意契約に係る審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 財務・施設利用委員会委員長
委員 管理部長
委員 財務課長

- (3) 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

4. 審査委員会の運営

- (1) 審査委員会は、委員長が召集する。
- (2) 審査委員会の庶務は、管理部財務課において処理する。

附 則

この要項は平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要項は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和2(2020)年4月1日から施行する。